

愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき意見を知事に回答する必要があり、事務の臨時代理により、「教育委員会として特に意見はない」旨の回答としましたので、別紙資料に基づき報告します。

令和3年12月22日

総務課

愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正の概要

第1 改正の概要

教育長の期末手当の支給割合の改定

第2 改正の理由

国の特別職における例年の取扱いを参考に、本県の一般職の改定状況を踏まえ、教育長の期末手当の支給割合を引き下げするため。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律)

第3 改正の内容

教育長の期末手当の支給割合を改正する。

	区分	6月期	12月期	計
令和3年度	現 行	1. 6 7 5月	1. 6 7 5月	3. 3 5月
	改正後	1. 6 7 5月	1. 5 7 5月※	3. 2 5月
令和4年度	改正後	1. 6 2 5月	1. 6 2 5月	3. 2 5月

(※ 令和3年度は12月期で調整)

第4 施行期日

公布の日及び令和4年4月1日

第 号議案

愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部改正について

愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年 月 日提出

愛知県知事 大村 秀章

愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例

第一条 次に掲げる条例の規定中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

- 一 愛知県教育委員会教育長給与条例（昭和二十三年愛知県条例第七十三号）第五条ただし書
- 二 県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年愛知県条例第四十一号）
第五条ただし書

三 知事等の給与に関する条例（昭和四十三年愛知県条例第一号）第五条第一項ただし書

四 地方公営企業管理者及び病院事業管理者給与条例（昭和四十四年愛知県条例第二号）第五
条ただし書

五 委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和五十三年愛知県条例第三号）第
六条第一項ただし書

第二条 次に掲げる条例の規定中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の百五十
七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

- 一 愛知県教育委員会教育長給与条例第五条ただし書
- 二 県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第五条ただし書
- 三 知事等の給与に関する条例第五条第一項ただし書
- 四 地方公営企業管理者及び病院事業管理者給与条例第五条ただし書
- 五 委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例第六条第一項ただし書

附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、教育長等の期末手当の支給割合を引き下げる等のため必要があるから
である。

愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部改正新旧対照表

愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正新旧対照表 (第一条関係)

新

(その他の手当)

第五条 教育長には、県職員の例により、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。ただし、職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三号）第二十条第二項中「百分の百十二・五」とあるのは、「百分の百五十七・五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めるところとされている割合については、規則で定めるものとする。

愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正新旧対照表 (第一条関係)

新

(その他の手当)

第五条 教育長には、県職員の例により、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。ただし、職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三号）第二十条第二項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の百六十二・五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めるところとされている割合については、規則で定めるものとする。

旧

(その他の手当)

第五条 教育長には、県職員の例により、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。ただし、職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三号）第二十条第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは、「百分の百六十七・五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めるところとされている割合については、規則で定めるものとする。

旧

(その他の手当)

第五条 教育長には、県職員の例により、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。ただし、職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三号）第二十条第二項中「百分の百十二・五」とあるのは、「百分の百五十七・五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めるところとされている割合については、規則で定めるものとする。